

Client Alert

15 January 2020

フィリピン競争委員会による行政調査に関する規則が施行される

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



岡村 優
シニア・アソシエイト
03 6271 9746
yu.okamura@bakermckenzie.com

フィリピン最高裁判所は、「フィリピン競争法（Philippine Competition Act: PCA）に基づく行政上の捜索及び調査に関する規則」を公表した。同規則は、競争法違反の疑いに関する行政手続上の調査命令の請求手続、発令、執行について定めており、2019年11月16日から施行されている。

調査命令とは、フィリピン競争委員会（Philippine Competition Commission: PCC）及びPCCを代行する他の法執行機関に対し、違反に関連する情報の検査、複写、写真撮影、記録又は印刷のため、事業所及びオフィス、土地、自動車への捜索及び立入の権限を与える裁判所の命令書である。

調査命令の請求は、権限を有するPCCの職員が、特別商事裁判所に対して行うことができ、請求を受けた裁判所は、対象場所に証拠が存在し、証拠と調査が関連性を持ち、証拠が隠滅されるおそれがあると考えらるに足りる合理的な根拠がある場合に、調査命令を発令する。

調査命令の提示及び執行は、裁判所の職員の立会のもとで行われる。また、事業所への立入は、対象となる事業者によって指名されたコンプライアンス担当者又は弁護士の手で行われる。調査命令を執行するPCC及び他の法執行機関の職員によって行われる。執行にあたる職員は、個人に対して事情聴取をすることができる。個人は、事情聴取に際して弁護士を立ち合わせることができる。

本規則は、PCCの法執行の権限を強化するものである。事業者は、捜索及び調査が、自らの事業の運営に多大な影響を及ぼすものであることを認識した上で、行政調査に備えた準備をしておく必要がある。